

経 済 産 業 省

20180501 貿 局 第 2 号
輸入注意事項 30 第 20 号
経済産業省貿易経済協力局

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」（平成 12 年 10 月 16 日付け輸入注意事項 12 第 63 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 15 日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」の一部改正について

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」（平成 12 年 10 月 16 日付け輸入注意事項 12 第 63 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて」の一部を改正する規程新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて(平成12年10月16日付け輸入注意事項12第63号)

改 正 後	現 行																								
平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する輸入規制の対象となる第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの並びにその関税率表の番号等は、次の表に掲げるものとします。 ただし、3に掲げる第一種指定物質を含有するものにあつては、その含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの(瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。)を除きます。 1 (略) 2 化学兵器禁止法施行令別表二の項の第四欄に掲げる第一種指定物質	平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する輸入規制の対象となる第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの並びにその関税率表の番号等は、次の表に掲げるものとします。 ただし、3に掲げる第一種指定物質を含有するものにあつては、その含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの(瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。)を除きます。 1 (略) 2 化学兵器禁止法施行令別表二の項の第四欄に掲げる第一種指定物質																								
<table><tr><th>関税率表の番号等</th><th>貨 物 名</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>2922.18-000</u> <u>2922.19-020</u></td><td>N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類</td></tr><tr><td><u>2921.12-000</u> <u>2921.13-000</u> <u>2921.14-000</u> <u>2921.19-000</u> <u>2923.90-900</u></td><td>N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>2931.31-000</u> <u>2931.32-000</u></td><td>炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であつて、次に掲げるもの以外のもの。</td></tr></table>	関税率表の番号等	貨 物 名	(略)		<u>2922.18-000</u> <u>2922.19-020</u>	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類	<u>2921.12-000</u> <u>2921.13-000</u> <u>2921.14-000</u> <u>2921.19-000</u> <u>2923.90-900</u>	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類	(略)		<u>2931.31-000</u> <u>2931.32-000</u>	炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であつて、次に掲げるもの以外のもの。	<table><tr><th>関税率表の番号等</th><th>貨 物 名</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>2922.19-011</u> <u>2922.19-012</u> <u>2922.19-019</u></td><td>N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類</td></tr><tr><td><u>2923.90-000</u></td><td>N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)の<u>プロトン化塩類</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>2931.90-000</u></td><td>炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であつて、次に掲げるもの以外のもの。</td></tr></table>	関税率表の番号等	貨 物 名	(略)		<u>2922.19-011</u> <u>2922.19-012</u> <u>2922.19-019</u>	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類	<u>2923.90-000</u>	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)の <u>プロトン化塩類</u>	(略)		<u>2931.90-000</u>	炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であつて、次に掲げるもの以外のもの。
関税率表の番号等	貨 物 名																								
(略)																									
<u>2922.18-000</u> <u>2922.19-020</u>	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類																								
<u>2921.12-000</u> <u>2921.13-000</u> <u>2921.14-000</u> <u>2921.19-000</u> <u>2923.90-900</u>	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類																								
(略)																									
<u>2931.31-000</u> <u>2931.32-000</u>	炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であつて、次に掲げるもの以外のもの。																								
関税率表の番号等	貨 物 名																								
(略)																									
<u>2922.19-011</u> <u>2922.19-012</u> <u>2922.19-019</u>	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類																								
<u>2923.90-000</u>	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)の <u>プロトン化塩類</u>																								
(略)																									
<u>2931.90-000</u>	炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であつて、次に掲げるもの以外のもの。																								

2931. 33-000 2931. 34-000 2931. 35-000 2931. 36-000 2931. 37-000 2931. 38-000 2931. 39-000 2931. 90-000	イ <u>化学兵器禁止法施行令別表の 1 の項の第 3 欄(1)から(4)まで及び第 4 欄に掲げる物質</u> ロ O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名 ホノホス)
(略)	

3 (略)

	イ <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令別表の 1 の項の第 3 欄(1)から(4)まで及び第 4 欄に掲げる物質</u> ロ O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名 ホノホス)
(略)	

3 (略)